下市町過疎地域持続的発展計画

（令和 3～7 年度）

奈良県吉野郡下市町

目　　次

基本的な事項

（1）下市町の概況 ---------- 1
　ア. 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要 ---------- 1
　イ. 下市町における過疎の状況 ---------- 2
（2）人口及び産業の推移と動向 ---------- 3
（3）行財政の状況 ---------- 4
　ア. 行政の現況と動向 ---------- 4
　イ. 財政の現況と動向 ---------- 4
　ウ. 主要公共施設の現況と同行 ---------- 5
（4）地域の持続的発展の基本方針 ---------- 6
（5）地域の持続的発展のための基本目標 ---------- 7
（6）計画の達成状況の評価に関する事項 ---------- 8
（7）計画期間 ---------- 8
（8）公共施設等総合管理計画との整合 ---------- 8

1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

（1）移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針 ---------- １０
（2）現況と問題点 ---------- １０
（3）その対策 ---------- １０
（4）公共施設等総合管理計画との整合 ---------- １１
（5）計　画 ---------- １１

2. 産業の振興

（1）産業の振興の方針 ---------- １２
（2）減価償却の特例等 ---------- １２
（3）現況と問題点 ---------- １２
　ア. 農林水産業 ---------- １２
　イ. 商工業 ---------- １３
　ウ. 企業の誘致・起業の促進 ---------- １４
　エ. 観光又はレクリエーション ---------- １４
（4）その対策 ---------- １４
　ア. 農林水産業 ---------- １４
　イ. 商工業 ---------- １５
　ウ. 企業の誘致・起業の促進 ---------- １５
　エ. 観光又はレクリエーション ---------- １６
（5）産業振興促進事項 ---------- １６
（6）公共施設等総合管理計画との整合 ---------- １６

（7）計　画 ---------- １６

３. 地域における情報化
（1）地域における情報化の方針 ---------- １８
（2）現況と問題点 ---------- １８
（3）その対策 ---------- １８
（4）公共施設等総合管理計画との整合 ---------- １９
（5）計　画 ---------- １９

４. 交通施設の整備、交通手段の確保
（1）交通施設の整備、交通手段の確保の方針 ---------- １９
（2）現況と問題点 ---------- ２０
ア. 地域公共交通の確保 ---------- ２０
イ. 道路の整備 ---------- ２０
ウ. 地域間交流の促進 ---------- ２０
（3）その対策 ---------- ２０
ア. 地域公共交通の確保 ---------- ２０
イ. 道路の整備 ---------- ２１
ウ. 地域間交流の促進 ---------- ２１
（4）公共施設等総合管理計画との整合 ---------- ２１
（5）計　画 ---------- ２１

５. 生活環境の整備
（1）生活環境の整備の方針 ---------- ２２
（2）現況と問題点 ---------- ２３
ア. 水道 ---------- ２３
イ. 下水道 ---------- ２３
ウ. ごみ処理 ---------- ２３
エ. し尿処理 ---------- ２３
オ. 火葬場 ---------- ２３
カ. 消防 ---------- ２３
キ. 安全なまちづくり ---------- ２４
ク. 公営住宅 ---------- ２４
ケ. その他 ---------- ２４
（3）その対策 ---------- ２４
ア. 水道 ---------- ２４
イ. 下水道 ---------- ２４
ウ. ごみ処理 ---------- ２４
エ. し尿処理 ---------- ２４

オ. 火葬場 ---------- ２５
カ. 消防 ---------- ２５
キ. 安全なまちづくり ---------- ２５
ク. 公営住宅 ---------- ２５
ケ. その他 ---------- ２５
（４）公共施設等総合管理計画との整合 ---------- ２５
（５）計　画 ---------- ２６

６. 子育て環境確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
（１）子育て環境確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針 ---------- ２８
（２）現況と問題点 ---------- ２８
ア. 子育て環境確保 ---------- ２８
イ. 高齢者の保健及び福祉 ---------- ２８
ウ. 児童その他の保健及び福祉 ---------- ２９
（３）その対策 ---------- ２９
ア. 子育て環境確保 ---------- ２９
イ. 高齢者の保健及び福祉 ---------- ２９
ウ. 児童その他の保健及び福祉 ---------- ２９
（４）公共施設等総合管理計画との整合 ---------- ３０
（５）計　画 ---------- ３０

７. 医療の確保
（１）医療の確保の方針 ---------- ３１
（２）現況と問題点 ---------- ３１
（３）その対策 ---------- ３１
（４）公共施設等総合管理計画との整合 ---------- ３１
（５）計　画 ---------- ３１

８. 教育の振興
（１）教育の振興の方針 ---------- ３２
（２）現況と問題点 ---------- ３２
ア. 幼児教育 ---------- ３２
イ. 義務教育 ---------- ３２
ウ. 生涯学習等 ---------- ３３
エ. 生涯スポーツ ---------- ３３
（３）その対策 ---------- ３３
ア. 幼児教育 ---------- ３３
イ. 義務教育 ---------- ３３
ウ. 生涯学習等 ---------- ３３

エ. 生涯スポーツ ---------- ３３
（４）公共施設等総合管理計画との整合 ---------- ３４
（５）計　画 ---------- ３４

９. 集落の整備
（１）集落の整備の方針 ---------- ３５
（２）現況と問題点 ---------- ３５
（３）その対策 ---------- ３６
（４）公共施設等総合管理計画との整合 ---------- ３６
（５）計　画 ---------- ３６

１０地域文化の振興等 ---------- ３７
（１）地域文化の振興等の方針 ---------- ３７
（２）現況と問題点 ---------- ３７
（３）その対策 ---------- ３７
（４）公共施設等総合管理計画との整合 ---------- ３７
（５）計　画 ---------- ３７

１１再生可能エネルギーの利用の推進 ---------- ３８
（１）再生可能エネルギーの利用の推進の方針 ---------- ３８
（２）現況と問題点 ---------- ３８
（３）その対策 ---------- ３８
（４）公共施設等総合管理計画との整合 ---------- ３８
（５）計　画 ---------- ３８

１２. その他地域の持続的発展に関し必要な事項
（１）その他地域の持続的発展に関する方針 ---------- ３９
（２）現況と問題点 ---------- ３９
ア. 人材・団体 ---------- ３９
イ. 地球温暖化対策 ---------- ３９
ウ. 公共施設等の適正化対策 ---------- ３９
（３）その対策 ---------- ３９
ア. 人材・団体 ---------- ３９
イ. 地球温暖化対策 ---------- ３９
ウ. 公共施設等の適正化対策 ---------- ３９
（４）公共施設等総合管理計画との整合 ---------- ３９
（５）計　画 ---------- ４０

基本的な事項

（１）下市町の概況

ア．自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

①自然的条件

本町は、奈良県のほぼ中心、県の南半分を占める吉野郡の北西部（東端は東経 135 度 52 分 19 秒、西端は東経 135 度 46 分 15 秒、南端は北緯 34 度 16 分 34 秒、北端は北緯 34 度 23 分 02 秒の間）に位置し、東西約 9㎞、南北約 11.5㎞、面積 61.99k ㎡を有している。北は吉野川を境に大淀町、東側を吉野町、南側を黒滝村、西側を五條市と接している。

町域の約８割を森林が占めており急峻な地形が多い。町北部の吉野川や、中央部の秋野川沿いの低平地に市街地が形成され、丘陵、山間部や丹生川沿いなどに小さな集落が点在している。

②歴史的条件

本町の歴史は古く、町内で縄文時代の遺跡も確認されるなどかなり以前から居住してきた様子がうかがえるが、市街地の概形は、中世以降、吉野地域の玄関口として交易が盛んになり、“市”が開かれた頃に形成された。わが国最初の商業手形「下市札」も発行されるなど、地域経済の中枢機能を果たしてきた。

明治 22 年に 11 ケ村が統合され下市村が誕生、そして明治 23 年 4 月 1 日町制施行により下市町となり、昭和 31 年には秋野村、丹生村と合併して現在に至り、令和 2 年に町制施行 130 周年を迎えた。

③社会的・経済的条件

本町は、紀伊半島の県中央部にあって、県都奈良市から 38 ㎞の距離にあり、交通機関を利用して近畿圏の都市部まで 1 時間余りとなっている。又、国道 309 号は、国道 370 号、国道 24 号と接続し、吉野地域と大阪南部、和歌山を結ぶ要衝となっている。

南阪奈道路や京奈和自動車道の開通等、交通アクセス・ネットワークの進展に伴い、関西国際空港を含む近畿圏 50 ㎞の圏域のアクセスが短縮されることから、近隣町村はもとより、大阪経済圏の影響を強く受け、経済的つながりが益々強くなってきている。

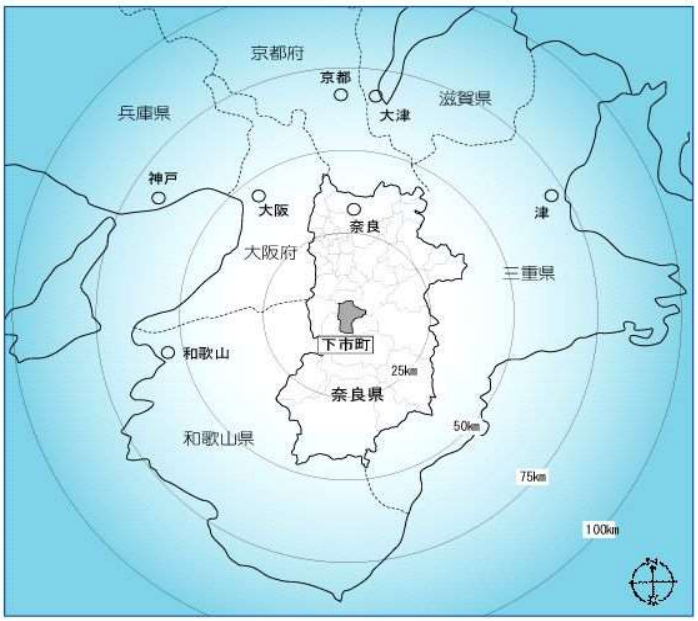

イ．下市町における過疎の状況

本町は、町の約８割が森林であることから林業や農業といった１次産業と木工品を主体とした地場産業により発展してきたが、近年は需要の変化に対応出来ず低迷し、町内での就職先が減少した。その結果、団塊ジュニア世代が就職先を求めて町外へ転出することとなった。周辺都市への通勤条件の悪さや、商店数の減少による日常用品の買物難、道路整備の遅れなどにより、奈良県下で就職しても、住居として下市町を選択する住民が減少している。これからの下市町を担う若者が、高等教育機関への進学を契機とし数多く転出するが、その後就職を機にＵターンすることなく、そのまま町外に出てしまう傾向にある。

①人口の動向

住民基本台帳によると、自然増減の動向として、平成27年から令和元年の出生数の平均は16.2人、死亡数の平均は108.6人であり、純減数の平均は92.4人となっている。社会増減の動向として、平成27年から令和元年の転入数の平均は123.2人、転出者の平均は204.8人であり、純減数の平均は81.6人となっている。65歳以上の高齢者数は年々増加を続けていたが、平成27年をピークに減少に転じており、国のまち・ひと・しごと創生長期ビジョンにおける人口減少の段階においては第三段階（若年人口の減少が一層加速化し、老年人口も減少していく時期）に入っていると考えられる。

②これまでの対策と課題

本町はこれまで、「過疎地域活性化特別措置法」・「過疎地域自立促進特別措置法」に基づき、過疎地域としての問題解決のため事業を実施してきた。

特に道路整備は、住民生活確保、産業振興の観点から積極的に取り組んできたため、道路改良率・舗装率も改善されている。その他、教育・上下水道・消防等の公共施設の整備や、情報通信基盤確立のための整備にも取り組んできたところであり、一定の成果が挙がっている。

近年は、過疎地域自立促進特別事業（ソフト事業）により、地域の生活交通の維持・確保のための対策等を実施しており、充実が図られているところである。

しかしながら、非過疎地域との格差は依然存在しており、道路をはじめとした公共施設等の整備や住民の命と暮らしを守る最低限の医療環境、生活交通の整備が今後一層必要である。

また、人口減少や少子高齢化に歯止めがかからない中で、集落機能の低下が進んでおり、地域力が低下している。地域の価値を改めて見直し、地域力の再生に資する施策を行う必要がある。

③今後の見通し

国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口を基に補正した下市町人口ビジョンの趨勢人口では、本町の将来人口は今後も減少し続け、2060年には1,662人程度になると推計されており、非過疎地域とのインフラ整備の格差是正や雇用の場の確保など、人口流出の原因が解消されなければ、今後も人口減少と高齢化は進行し、さらなる過疎化が予測される。

（２）人口及び産業の推移と動向

本町の人口は、昭和25年の15,877人をピークに年々減少を続けてきた。昭和50年の12,079人に比べ、平成27年には5,664人で6,415人(△53.1%)減少している。また、年齢階層別に昭和50年と平成27年を比較すると、14歳以下の人口は、△2,058人(△84.2%)、15～64歳は△5,227人(△64.3%)とともに大きく減少しているのに対し、65歳以上については、870人(57.9%)増加している。年齢構成でも、平成27年で総人口5,664人に対して、65歳以上の高齢者が2,373人と41.9%を占めるに至り、全国(26.7%)及び県(28.7%)の平均を大きく上回り高齢化が進んでいるとともに、14歳以下の年少人口は387人と6.8%となっており、今後も人口減少、少子高齢化は進むと予想される。

本町の主要産業は、木工品を主体とした地場産業や農業、そして製材加工までも含めた林業である。林業は、木材需要の落ち込みや輸入品の増大などから、長い間低迷を続けており、林業従事者の減少や高齢化などから、荒廃する山林も年々増加傾向にある。農業は、西部地域では緩やかな丘陵地等を活かした柿やぶどう、梅などの果樹を中心に、東部地域においては、水稲、菊やバラ、花木、そ菜類等が生産されているが、価格の低迷などの影響で若者等の離農が進んでいることから、農業者は高齢化し農家数も減少している。特に、南部の山間地域において農業の維持が困難な農家も増加してきており、耕作放棄地も増加している。町の地場産業である割箸や三方（宝）、神具等の木工品は、家内工業的に行われてきており伝統的な産業であるがゆえに機械化が遅れており、安価な輸入品の増加などで需要の減少も相まって後継者も育たない状況となっており、事業所も減少を続けている。商業は、交通面や地形上で不利な立地となっており、日常的な買物も町外で行う人が多いことから、商店数は全体として減少を続けており、町内での生活必需品の調達も困難になって来ている。

表１－１（１）人口推移（国勢調査）

区分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数 人	実数 人	増減率 %	実数 人	増減率 %	実数 人	増減率 %	実数 人	増減率 %
総数	14,545	12,079	△ 17.0	9,950	△ 17.6	7,737	△ 22.2	5,664	△ 26.8
0歳～14歳	4,323	2,445	△ 43.4	1,519	△ 37.9	888	△ 41.5	387	△ 56.4
15歳～64歳	9,249	8,131	△ 12.1	6,489	△ 20.2	4,352	△ 32.9	2,904	△ 33.3
うち 15歳～29歳(a)	3,350	2,612	△ 22.0	2,355	△ 9.8	1,038	△ 55.9	683	△ 34.2
65歳以上(b)	973	1,503	54.5	1,942	29.2	2,497	28.6	2,373	△ 5.0
(a)/総数 若年者比率	23.0	21.6	－	23.7	－	13.4	－	12.1	－
(b)/総数 高齢者比率	6.7	12.4	－	19.5	－	32.3	－	41.9	－

表１－１（２）下市町の戦略人口（下市町人口ビジョン）

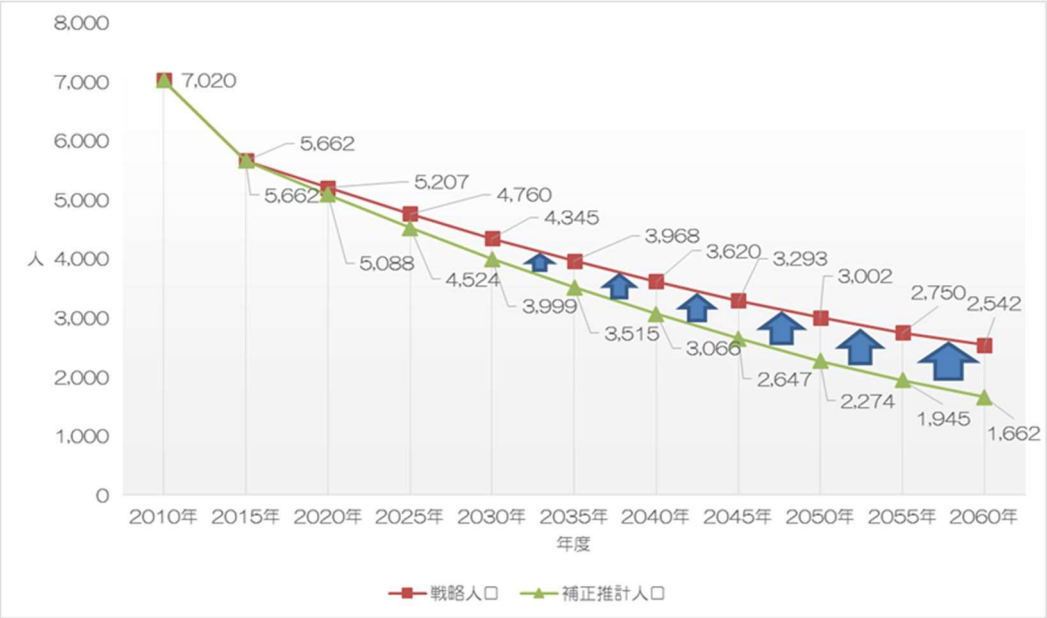

（３）行財政の状況

ア．行政の現況と動向

地方分権改革（地域主権等）、国庫補助金及び地方交付税の改革など、市町村をとりまく行財政環境が大きく変貌する中、本町では景気の低迷、人口減少等による税収の減少、地方交付税の減少等により、自主財源・一般財源の確保が困難な状態が続いている。限られた財源の範囲で、高度化、多様化しながら増大する行政需要にいかに対応していくかが今後の大きな課題である。

イ．財政の現況と動向

本町の財政は、表１－２（１）のとおり令和元年度で、実質公債費比率 13.9%、将来負担比率 73.6%、近年減少傾向にある地方債現在高は、3,984,626 千円となっている。過疎地域の自立促進を進める事業を行うには、地方債に頼らざるを得ない状況であり、過疎化が進行する一方で、住民の要望は多様化し、行政事務も増大する状況において、財政の硬直化は容易に脱却できない状況である。このような財政を立て直していくため、生活基盤整備、定住促進対策、安全・安心対策等を行いつつ自主財源の確保に努めるとともに、義務的経費の削減を図りながら質の高い事業を実施し、長期的展望にたった計画的な財政運営を図って行く必要がある。

表１－２（１）市町村財政の現況

区分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額　Ａ	4,854,687	4,666,837	4,388,821
一般財源	3,075,921	3,302,462	3,323,957
国庫支出金	547,493	288,462	334,661
都道府県支出金	319,311	193,131	263,942
地方債	564,400	609,300	292,500
うち過疎対策事業債	60,100	439,100	156,700
その他	347,562	273,482	173,761
歳出総額　Ｂ	4,565,805	4,345,074	4,142,737
義務的経費	1,803,291	1,613,200	1,544,113
投資的経費	761,731	206,252	510,063
うち普通建設事業	753,649	184,948	292,070
その他	2,000,783	2,525,622	2,088,561
過疎対策事業費	55,961	445,196	279,562
歳入歳出差引額　Ｃ（Ａ－Ｂ）	288,882	321,763	246,084
翌年度へ繰越すべき財源　Ｄ	54,914	25,799	30,388
実質収支　Ｃ－Ｄ	233,968	295,964	215,696
財政力指数	0.23	0.22	0.22
公債費負担比率	11.2	20.1	18.5
実質公債費比率	16.3	15.9	13.9
起債制限比率	－	－	－
経常収支比率	91.7	92.3	96.3
将来負担比率	120.2	111.8	73.6
地方債現在高	5,510,739	4,630,384	3,984,626

ウ．主要公共施設の現況と動向

本町の幹線道路網は国道309号をはじめ、県道6路線によって形成され、周辺市町村、更には広域へと連絡する骨格的な役割を担っている。平成28年度に丹生バイパスが開通し、町内を走る国道についての大きな事業は一応の完成となったが、町中においては狭隘箇所が多く大型車同士の対向が困難な箇所があり、観光シーズン等には交通渋滞を生じ、住民生活にも大きな影響を与えている。徐々に改善傾向にはあるが、今後も継続的に町道と併せて新設・改良が必要となっている。橋梁についても老朽化した橋梁等が点在することから計画的な整備が必要となっている。

下水道事業は平成2年度から事業開始し、平成11年度からは部分共用が開始され、順次整備を進めている。計画区域外においては合併浄化槽の設置を進めている。

また、上水道事業については、下水道事業の進捗に伴い、老朽管の布設替え工事を実施するとともに、簡易水道との統合についても整備を行っている。

表１－２（２）主要公共施設等の整備状況

区分	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和元 年度末
市町村道				
改良率（%）	6.3	12.3	13.3	13.7
舗装率（%）	51.3	54.6	54.9	55.2
耕地１ha当たり農道延長（m）	19.5	21.2	23.2	23.3
林野１ha当たり林道延長（m）	8.4	3.6	3.6	3.6
水道普及率（%）	86.8	90.9	99.6	99.7
水洗化率（%）	18.5	21.4	39.5	70.3
人口千人当たり病院、診療所の病床数（床）	－	－	－	－

（４）地域の持続的発展の基本方針

これまでの過疎対策で、産業の振興、交通・通信体系の整備、生活環境の整備、福祉の充実、保健・医療の充実等の諸施策を講じてきたが、道路整備や下水処理整備など住民生活の安全・安心の基盤となる公共施設の整備水準などについて、全国との差はなお存在している。加えて、少子高齢化、産業の停滞、地域医療の確保など、過疎地域を取り巻く状況は厳しさを増しており、特に農業、商工業といった基幹産業の不振により地域経済は疲弊し、極めて厳しい事態となっている。

本町では、人口減少に伴い、農林業や商工業の従事者及び経営耕作面積が減少しており、産業構造の変化は著しい。主たる生業であった農林業等の生活活動を通じて形成されてきた集落機能は、産業構造の変化に伴い低下し、加えて少子高齢化の進展や若年者層の流出により生産年齢人口の減少が進み、地域の担い手やリーダーの不足も生じている。これにより、農林業の生産基盤の維持・形成や、これまで集落を基礎として行われてきた住民の相互扶助、祭り等伝統文化の継承等といった地域活動の実施が困難となり、さらに人口の減少、経済基盤の衰退、人材育成機能の低下を招くなど悪循環が生じ、集落及び集落機能の存続を脅かしつつある。

また、本町には、山・川等のふるさとの自然やそれらを活用する産業、農林産物、様々な歴史、伝統文化等、多様で豊富な地域資源が存在している。すなわち、都市部にはないものが多くある可能性を秘めた地域であると考えられ、地域の持続的な発展に向けては、道路整備や下水処理整備など生活の基礎的分野における整備を進めるとともに、都市部では生まれない多様な価値を磨き、光り輝かすことが必要であり、地域資源を活用した産業の活性化の方策を含め、資源の効果的な活用が求められる。

そのため、引き続き生活道路や公共施設などのインフラ整備を進めるとともに、定住･交流人口の維持・増加や雇用の確保・増大に向け、地域に存在する資源の再確認、掘り起こし、融合等による農山村の多様な価値の発揮・創出を図るとともに、地域内で様々な活動をする人材や組織等担い手の確保に努めることとし、以下の取組を推進する。

○地域の維持存続と持続的発展のためには欠かすことにできない道路交通網の整備に加え、公共施設の整備、情報化の推進など、地域生活を支え、産業の振興と定住・交流の促進に必要不可欠なインフラの整備に引き続き努める。

○公共交通網や情報通信網の整備の促進、医療の安定的・継続的確保や充実した医療サービスの提供、学校教教育を始めとする教育や文化の振興に努めるなど、基礎的な生活環境の整備・充実を図る。

○「下市町地域福祉計画」に基づく保健・医療・福祉の密接な連携の下、高齢者の社会参加の機会増大や介護予防に努めるなど、高齢者に対する福祉サービスの向上を推進する。

○認定こども園、放課後児童クラブ施設の運営内容の充実に取り組み、子育て支援による少子化対策を図り、元気な声の響く活気あるまちづくりを推進する。

○農林商工観連携や農林産物・農山村に存在する資源を活用し、6次産業化の推進による高付加価値化を図り、同時に生産基盤の整備や新たな流通販売を軸とした販路開拓などを促進し、従事者の所得確保や若者が将来にわたって就業できる安定経営の確立を推進する。

○既存の施設の有効活用や農林業等基幹産業とその他の地域資源を融合するなど、魅力ある観光振興を推進し、都市住民等の交流人口の増加による賑わいの創出を図る。
　さらに、大学や企業等と連携し、地域が抱える様々な社会的課題を、ビジネスとしての事業性を確保しながら解決に向けて取り組む活動についても検討・推進する。

○地域において重要な役割を果たす「人材の育成」の観点から、得意分野を有する様々な人材の発掘や、地域の将来ビジョンを確立・推進する人材の育成に加え、周りの人々が協力しながら活動できる体制を整備し、地域全体の活力向上を図る。また、地域外からも地域参加に意欲のある若者の定住と受け入れ環境の整備もあわせて促進する。

（５）地域の持続的発展のための基本目標

本計画は、下市町地方創生総合戦略に基づき策定しており、人口に関する目標については、令和7年度末の目標人口を4,760人とする。また、本計画の実施にあたって、次に示す項目を基本目標に掲げ諸施策を展開していくこととする。

○便利で快適に暮らせるまちづくり
　都市部をはじめ他地域との移動がスムーズに行えるよう、道路交通網の整備を継続的に行うとともに、教育・文化の伝承の場として教育施設等の公共施設の整備を進め、住民ニーズにあった便利で快適に暮らせるまちづくりをする。

○安全･安心して暮らせる町民に優しいまちづくり

消防力向上・防災対策の充実と住民を取り巻く住環境整備の充実を図ることで、安全で安心して生活できるまちづくりをする。

保健・医療・介護・福祉の連携強化を図り、住み慣れたまちで、高齢者をはじめ町民みんなが健康に安全・安心に暮らせる優しいまちづくりをする。

○生きがいをもって暮らせるまちづくり

地域の資源である農林産物を活用した地場産品の創出に努め、生産者の所得向上を進めることで、事業者が将来にわたって安定した経営が出来る基幹産業の確立を目指し生きがいをもって暮らせるまちづくりをする。

○人と文化を育むまちづくり

豊かな人間性を育む教育環境の充実を図り、未来を担う子どもたちがのびのび学び、未来に夢が描けるまちづくりをする。

○活気のある集落づくり

田舎暮らしを希望する都市住民のＵＩＪターンの促進を積極的に行い、定住人口の増加施策を推進し、地域資源を最大限活用して、地域の活性化、絆の再生を図り、自治力を高めることにより活気のある集落づくりをする。

（６）計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の基本目標実現に向けて、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、達成状況の評価を毎年度実施し、取り組みの見直しや改善につなげるためＰＤＣＡサイクルに基づく進捗管理を行う。評価体制については、下市町地方創生総合戦略との整合を図るため、下市町地方創生総合戦略推進委員会において、産業、行政、教育、金融、労働、言論、住民の各代表者の外部有識者参画のもと行う。

（７）計画期間

この計画期間は、令和３年４月１日から令和８年３月 31 日までとする。

（８）公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の整備については、下市町公共施設等総合管理計画に定める公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針に沿って行う。

公共施設等の管理に関する基本的な考え方

①点検・診断等の実施方針

定期的な点検・診断によって、施設の状態を正確に把握し、劣化及び機能低下を防ぎ、施設をいつまでも美しく使っていくための総合的な管理運営や点検・保守・整備などの業務を行う。経年的な施設の状況を把握するため、診断の記録を集積・蓄積して計画的な保全に活用す

る。また、耐震診断、劣化診断、衛生・空気質診断など既往の診断があるものは、そのデータを利用する。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

劣化等による故障等の度に対応するのではなく、安全性と経済性を考慮の上で早期段階に予防的な修繕等を行い、機能の保持・回復を図る予防保全型維持管理の導入を推進する。また、計画的に行うことによって、費用を平準化し、トータルコストの縮減を目指す。更新等にあたっては、まちづくりとの整合性を保ちつつ、公共施設の適正配置や運営の効率化の観点から検討し、施設の重要度や劣化状況に応じて優先度をつけ計画的に実施するとともに、すべての利用者が安全で快適に利用できるよう、計画的にバリアフリー・ユニバーサルデザインを推進する。インフラ施設については、その種別ごとに、整備状況や老朽化の度合い等から方向性を検討し、施設の重要度に応じた個別の維持管理方針を策定する。

③安全確保の実施方針

点検・診断等により高度の危険性が認められた施設は、適切な措置等により安全確保に努める。また、老朽化等により供用廃止され今後も利用見込みのない施設は、原則として解体する方向で検討する。

④耐震化の実施方針

公共施設の多くは、災害時には避難場所等として活用され、応急活動の拠点となる。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも、強力に耐震化の促進に取り組む必要がある。本町では、「下市町耐震改修促進計画」に基づき、耐震診断の結果、耐震性が不十分とされた建築物については、倒壊危険度及び重要度を考慮して優先順位を設定し、耐震化を進めていく。特に、庁舎等の防災上重要な建築物、集会場等の不特定多数が利用する建築物等の緊急度の高い施設から、財政事情等を十分考慮しつつ計画的な耐震化を進め、2025（令和7）年度までに耐震化率を95%以上とすることを目標とする。また、施設を利用する町民に対して耐震性の周知を行う必要があるため、耐震診断結果の公表に取り組む。

１．移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

（１）移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針

「働く場所は都市部、住む場所は下市町」や「下市町に住みながらリモートで都市部と繋がる（働く）」という新たなライフスタイルを求める方や、一度、下市町を離れた若者などのＵターンを促す。都市圏から離れて自然に囲まれたまちで住む住環境の魅力をさらに発信し、町外から多様な人を呼び込むとともに、地域や地域の人々と多様に関わる関係人口の増加を促す。

また、移住者及び住民の定住の促進を図るとともに、地域社会の担い手となる人材の育成・確保、地域の持続的発展に係る関係者間の連携を推進する。

（２）現況と問題点

令和元年の住民基本台帳によると、下市町への転入者は120人、下市町からの転出者は203人となっており、人口減少が伺える。平成24年から毎年約100人の人口流出が続いていたが、平成30年約70人、令和元年約80人と少し緩やかになっている。

進学や就労に若年層の流出が人口減少に多大な影響を与えており、下市町で働く場が少なく、将来の生活不安を払拭できないという現実がある。しかし、下市町からの通勤圏内には、奈良県の都市部や大阪などが存在することから、生活の場として魅力を高めること、また都会で暮らし週末等に田舎暮らしを行う二地域居住を希望している者を取り込むことも重要である。そこで、下市町の魅力である自然に囲まれたライフスタイルを前面に押し出し、自然と共存したコミュニティでの生活を支援していく。

また、近年は団体等が主体となり地域交流につながるイベントの町内での実施や、町外イベントへの参加が行われており、その機会を活かした下市町との繋がりを創出する取り組みにも力を入れている。

地域への移住志向があったとしても、空き家バンクで紹介できる物件もまだまだ少なく（現時点では良好な空き家は成約しているケースが多い）、定住につながる地域の受け皿や仕組みが十分には構築できていないという現状がある。

このような状況を踏まえ、住みやすい魅力ある下市町として帰郷者を含めた転入者を増加させ、転出による人口減少を防ぎ、また二地域居住者を増加させ、コミュニティの担い手確保に努める必要がある。

（３）その対策

定住の促進とともに、下市町を離れた若者などのＵターンや孫世代等のＩターンを促進する。自然に囲まれながら大阪まで電車で約１時間の「便利な田舎」で住む住環境の魅力向上をさらに促進し、多様な人材を呼び込むとともに、地域や地域の人々と多様に関わる関係人口の増加を促していく。

また、地域の持続的発展等に寄与する担い手となる人材や団体等の確保・育成とともに、関係機関との連携・協力を推進する。そのため地域交流施設等の整備（空き校舎等の既存施設のリノベーション含む）、住環境充実支援、空き家の利活用、地域団体等の支援、新たな交流事業の実施・支援、情報発信、ＩＣＴ環境の充実等を推進する。

（４）公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の整備については、「下市町公共施設等総合管理計画」Ⅴ.施設類型ごとの管理に関する基本的な方針　1.公共施設（1）学校教育系施設および（2）文化系施設、スポーツレクリエーション系施設に従い行う。

（５）計画

事業計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1)移住・定住	空き校舎等整備事業 内容：空き校舎・空き家等の再整備及び再整備支援による定住促進住宅、コワーキングスペース、サテライトオフィス、移住体験住宅等としての利活用の推進	下市町	
	(2)地域間交流	空き校舎等整備事業 内容：空き校舎・空き家等の再整備及び再整備支援によるコミュニティ施設・宿泊施設・チャレンジショップ等としての利活用の推進	下市町	
		地域交流施設等整備事業補助金事業 内容：地域食堂、ゲストハウス等の整備支援等による地域交流の推進	下市町	
	(4)過疎地域持続的発展特別事業	空き校舎等整備事業 内容：空き校舎・空き家等を地域の持続的発展に資する施設に再整備するための整備・補助等	下市町	本事業は一過性のものではなく、将来の過疎持続的発展に寄与する。
		住環境充実支援事業 内容：家屋新築支援、空き家等の改修解体・家財処分支援、空き家等の地域活性化施設等への	下市町	

		再整備支援、集合住宅整備支援及び若者世帯移住支援等 移住支援金事業 内容：東京圏からの移住の推進 空き家バンク運営事業 内容：空き家バンク運営委託、空き家調査、ローカルルール調査等 地域交流促進事業 内容：地域交流につながるイベント支援、プロモーション支援等 人材育成促進事業 内容：大学等との連携、先駆者招聘、現地研修支援等	下市町 下市町 下市町 下市町	

２．産業の振興

（１）産業の振興の方針

町内における農業・林業・商工業といった第一次産業に関わる人々の減少を止めることは困難だが、雇用の場の維持・拡大を図っていくため後継者育成、企業誘致、民間活用、販売場所の確保、多様な働き方の支援等のさまざまな取組によって、現状の町内事業所や従業者数を維持していくことを基本的な方針とする。

本町ならではの生産品を町外にアピールし、これまで培ってきた知識やノウハウを次世代の担い手に伝承する機会を推進拡充する。本町の産業各分野が持続的に発展していくためには、経済活動を活発化させ、雇用を確保することが必要であり、そのためには基幹産業である林業をはじめとし、製造業、食品関連産業、観光業の更なる振興を図ることが重要である。

（２）減価償却の特例等

産業振興促進区域における振興すべき業種に対して、税制上の優遇策などの充実を図り振興を促進する。

（３）現況と問題点

ア．農林水産業

①農業

本町の農業は、丘陵地を活用した果樹栽培等が町の基幹産業となっており、農業総合整備モ

デル事業等によりその振興を図ってきた。栽培作物は果樹の他は、花卉（菊・バラ・槇等）、そ菜類（スイカ・大根・白菜等）に特徴がある。しかし、本町の農用地区域は、北西部の丘陵地の畑作（果樹）地域を除けば、河川に沿って細長く連なる水田や急傾斜の畑地が大半を占め、農業従事者の高齢化や後継者不足、また販売価格の低迷、生産コストの上昇等、農業を取り巻く社会経済情勢により、耕作放棄地が年々増加している。また、過疎化の進展に加え、戦後日本の農業を担ってきた昭和生まれの高齢世代の農業からの引退の時期が到来したことから、本町の農業就業者は激減している。後継者は全体的に少なく、果樹生産者等のごく一部に見られるに過ぎない。加えてイノシシ・シカ等による有害鳥獣被害の多発と農産物への被害が山間部のみならず町内全域に拡大し、農家はその対策に多くの手間とコストを強いられている。

こうした状況の中、特に山間部地域においては平地が少ないなど北部に比べて収益性が低く、農地の維持が困難な事態となっていることから、集落消滅の危機に繋がっている。その他の地域についても、既存の施設の適正な維持管理に努め、農地の流動化と新規就農を促進する必要があるが、貸し手として想定される農家については依然として農地の資産的保有傾向が強く、又借り手については、中規模農家は後継者不足により、比較的大規模な農家は規模拡大に対する限界感もあった中で、農地の集積については農地中間管理機構の発足により実績が上がりつつある。

農地には、農業生産の場としてだけでなく、水源のかん養、洪水の防止、自然環境の保全、良好な景観の形成など、多面的な機能を発揮しているという観点からも、積極的に、優良な農用地を保全していくことが重要である。

②林業

本町の森林面積は4,878haで林野率は79%となっており、そのうちの75%が人工林となっている。その所有者の大部分が小規模経営者であり、木材価格の長期に渡る低迷に加え、自然災害などにより、森林経営への意欲減退がみられ、基盤整備や機械化については進まない状況となっている。また、若齢林の占める割合は高く、間伐等を必要とするにもかかわらず森林管理に遅れが生じ、森林の荒廃化が進んでいる。

③内水面漁業

水産業については、漁業協同組合による遊漁者を対象としたものであり、鮎等の放流が行われているがカワウ等による被害で生息数は減少している。また、釣り場やその周辺の整備は遅れており、家庭雑排水等やゴミの放置等により水質が悪化するなど、漁業の振興を図る上で解決しなければならない問題も少なくない。

イ．商工業

本町の商業については、人口減少により町内での購買力が低下しており、また地形上の制約等により道幅が狭く、歩道や駐車スペースが確保できない状況もあり、日常生活用品等の買い物についても近隣町の郊外型大手スーパーへ流出している。このため地元小売業者の売上は減少の一途をたどっており、職種によっては廃業を余儀なくされた商店もある。

工業については、豊かな森林資源を生かし、古くから割箸・三方（宝）・神具等、また銘

木、集成材などの木製品が生産されており、重要な地場産業となっている。しかしながら、家内工業が多いことから、協同化や協業化、機械化等も難しく、後継者の減少、従事者の高齢化が進んでいる。

ウ．企業の誘致・起業の促進

鉄道駅がなく、都市部への通勤に時間がかかる本町では、産業の振興による安定した雇用の確保、所得の確保は重要な課題である。しかし実際には新たな企業誘致や育成には非常に困難な状態である。

近年の情報通信技術を活用し田舎にいながらでも働くことができるようになった点や南阪奈道路・京奈和自動車道などの開通などにより、情報通信技術を活用した産業やＩＣ周辺での魅力ある企業誘致に向けた取り組みを講じていくことが必要である。

エ．観光又はレクリエーション

本町には、「広橋梅林」「モクレンの里」その他様々な花、吉野川・丹生川、豊かな森林などの自然資源、日帰り温泉「明水館」や「森林公園やすらぎ村」「かぶと虫の森」などの保養体験施設、「初市」「義経千本桜」にまつわるもの、その他神社仏閣などの歴史文化資源など優れた観光資源が存在しており、観光協会と連携し、ＰＲやルート開発等を行っている。

しかし現在の観光資源だけでは観光を振興する上で厳しいところもあるため、廃校舎を活用した地域交流施設等の整備や、住民主導の地域交流の取り組みの推進が必要である。観光の振興は単に産業の振興という経済的な側面にとどまらず、非過疎地域住民等との交流により住民が地域の価値を再確認するための重要な施策であるという認識に基づき振興を図る必要がある。

（４）その対策

ア．農林水産業

①農業

農業生産基盤については、将来にわたって農地として利用すべき土地について、用排水路の改良や農道等の整備を進め、特に国営農地開発事業の対象地域については、畑地灌漑用施設等の適切な維持管理及び更新を図る。本町の農業を担う農業者について、意欲と能力のあるプロの農業者の育成を図るため担い手支援事業を推進するとともに、新規就農者の確保・育成のため地域の就農希望者に対して農家のサポートや定住環境の整備等、受け入れ支援を検討する。耕作放棄地対策については、日本型農業直接支払制度等事業の活用により、耕作放棄地の発生を防止するとともに、担い手への農地の利用集積を行う。また、平成21年より農地取得の下限面積要件を10aまで緩和し、更に平成30年には空き家に付属した農地に限定した別段面積を1aとしており、新規就農者や規模拡大したい小規模農家及び移住・定住者への農地取得を引き続き促進する。

農業者の生産意欲が維持されるよう鳥獣害被害の解消に必要な進入防止柵の整備を実施するとともに、解消・活用に有効な集落や地域の主体的な取り組みの支援、また被害対策の重要な担い手である狩猟者の育成・確保を図るための支援やその活動に対する補助事業を引き続き実施する。

鳥獣被害防止については捕獲により個体数調整、防護については農地への侵入防止柵設置に対する施策を一体的に行うことにより、農業者の生産意欲が低下しないような対策に取り組んでいく。

本町の基幹産業となっている果樹栽培や花卉栽培農業については、一部の農家で取り組まれている柿のハウス栽培など付加価値の高い作物の栽培や観光農園等を奨励して魅力ある農業を目指す。また、農業収入の確保を図るものとして重要な6次産業化を推進するため、農産物直売所、農産加工などについて、高齢・兼業農家も含めた多様な農業者が活躍し「小さな経済」を確実に作り出せる場として取り組む。とりわけ農産物直売所については、既存直売所のレベルアップを目指すとともに「薬草のまち」復活への取り組みを推進し、高齢になっても農業を続けることができる「柿の葉」への転換など「らくらく農法」を実践しながら、本町の農業を次の世代へ繋げていくことができるよう施策を実施する。

②林業

森林は、木材等林産物の供給のほか、水源のかん養、国土の保全、地球温暖化の防止、野生動植物の保護等の多面的な機能を有しており、これらの機能を十分に発揮するため、適切な森林の管理や作業道等の生産基盤の整備を推進し、間伐をはじめとした森林施業を促進する。また、森林組合を中心とした生産流通体制の強化を促進するとともに、林業の生産、製材、加工、販売の一貫した体制づくりや、間伐等の林業体験事業、森林レクリエーションの推進、山の産物の特産化などを検討し、林業の多面化を推進する。また、既存施設の森林公園やすらぎ村を有効活用し、森林の持つ公益的機能についての啓発、体験場所の提供を行い、そこを拠点として都市住民との交流を図る。

③内水面漁業

水産業については、生息地における水質の浄化を進め、河川機能の回復を図り、鮎の稚魚やアマゴの放流等により、釣りを中心とした遊魚や魚、水辺とふれあえる魅力ある釣り場づくりを推進し、非過疎地域と農山村との交流を図る。

イ．商工業

商工会での、経営相談・指導、企業診断、情報提供活動、また商工会青年部等の組織の強化による後継者の育成など商工業活性化のための多面的な活動を支援する。地場産業については、割箸などが森林保全の面から「エコ」であることや、その歴史と技を積極的にＰＲするとともに、高付加価値をつけた製品づくりを促進し、下市ブランドの確立を目指す。

また、地域資源を活かしたコミュニティビジネス、ＳＯＨＯ等地域の実情に即した多様な分野における新規事業等の立ち上がりを推進するとともに、地域産品の販売支援を行う。

ウ．企業の誘致・起業の促進

本町の空き校舎をはじめとする公共施設の利活用を積極的に企業等の誘致に向け発信し、地域のリニューアルと安定した雇用の場づくりに努める。また、特に農産物などの地域資源を活用し、ブランド化と流通・販売までをターゲットとした「第6次産業」化などの新しい起業支援も推進し、地域の起爆剤にする。

エ．観光又はレクリエーション

飲食物販等の拠点施設の整備を行うとともに、地域交流・情報発信スペースを設け、移住・定住情報の提供や地域交流の場としても活用する。また現在ある様々な観光資源を活用するため、それぞれを有機的に結合し、巡ることができる魅力的なルート化を図るとともに、日帰り温泉「明水館」や「森林公園やすらぎ村」「かぶと虫の森」などの保養体験施設に関しては効果的な改修を行いながら集客力増加に努め、ホームページその他による情報発信、近隣の町村との広域観光ネットワークの形成を推進する。また、観光協会、各種団体、住民等と連携し、地域交流の更なる推進、滞在時間の延伸等に繋がる環境整備を図る。

（５）産業振興促進事項

（ｉ）産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
町内全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和３年４月１日～令和８年３月 31 日	

（ⅱ）当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

減価償却の特例や地方税の課税免除、不均一課税などの税制措置の優遇策の充実を図る。

（６）公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の整備については、「下市町公共施設等総合管理計画」Ⅴ.施設類型ごとの管理に関する基本的な方針1.公共施設（1）学校教育系施設、（2）文化系施設、スポーツレクリエーション系施設および2.インフラ施設に従い行う。

（７）計画

事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
２．産業の振興	(3)経営近代化施設	農業 内容：県営畑地帯総合整備事業 国営五条吉野土地改良事業 内容：国営施設応急対策事業	奈良県 国	
	(4)地場産業の振興	農産物６次産業化推進事業 内容：集荷システムの構築、直売所活性化、学校給食への地場農産物利用促進	下市町	

	⑼観光又はレクリエーション	巡る下市観光促進事業 内容：保養施設の改修、観光トイレの改修等	下市町	
		地域交流施設等整備事業補助金事業 内容：地域食堂、ゲストハウス等の整備支援等による地域交流の推進	下市町	
	⑽過疎地域持続的発展特別事業	有害鳥獣対策事業 内容：狩猟者確保育成、侵入防止柵・緩衝帯の設置、駆除　等	下市町	本事業は一過性のものではなく、将来の過疎持続的発展に寄与する。
		商工業振興事業 内容：イルミネーション、ＰＲ事業　等	下市町	
		空き校舎等整備事業・地域交流拠点等整備事業 内容：公共施設の活用方策募集、空き校舎・空き家等を観光推進、企業誘致等に資する施設に再整備するための整備・補助等	下市町	
		遊休町有地活用事業 内容：遊休町有地の活用方策募集、住民との協議会開催等	下市町	
		巡る下市観光促進事業 内容：ＰＲの推進・案内サイン・パンフレットの作成、ホームページ充実、施設整備等	下市町	
		農産物６次産業化推進事業 内容：集荷システムの構築、直売所活性化、学校給食への地場農産物利用促進	下市町	
		町産材生産促進事業 内容：間伐の促進、作業道搬出条件の改善等	下市町	

		地域しごと支援事業 内容：新規就農者総合支援事業・起業等支援推進事業	下市町	

３．地域における情報化

（１）地域における情報化の方針

インターネットやスマートフォンに代表されるように情報技術の革新とその普及は著しく、産業経済分野をはじめ、生活や教育、医療、福祉など、あらゆる分野で大きな役割を果たし、社会全体の効率性を高め、現在の社会基盤を構成する重要な要素となっている。

本町においては、住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るため、情報通信技術を取り入れ、地域の特性を活かしたまちの情報化を計画的に実施していく。

そのため、情報通信基盤を整備するとともに、行政の電子化をはじめ、教育の情報化を進め、地域住民の情報リテラシーを高め、住民生活の利便性の向上や産業の振興を図り、どこに住んでいても不便さを感じない基盤づくりを目指す。

（２）現況と問題点

平成20・21年度に下市町ＣＡＴＶデジタル化事業で整備された機器の更新時期が迫ってきている。昭和49年開局以来、地域の人々の日々の暮らしの中での出来事や子どもたちの成長などを記録し、また、文化・歴史・伝統を保存・継承すべく、地域に密着したＣＡＴＶ局として運営されてきた。ここ数年の技術の発展により日々進化し続ける映像技術への追従並びに、よりリアルな映像で保存し現在を未来に継承するため、また、テレビを利用した情報発信で、地域活性化、移住・定住支援を行うほか、情報セキュリティに対応するためにも機器の更新が必要である

更に、データ放送システムや双方向通信を組み合わせることにより、身近なテレビを通して地域情報の発信、保健や医療、災害時の緊急放送など各種の情報を配信、地域活性化に向けて相手の顔を見ながら遠隔地同士でもコミュニケーションを可能とし、住民の意見や要望を収集し、行政への反映、安全安心のまち、地域の活性化に繋げる必要がある。

また、住民の生活の利便性の向上等のため多世代がＩＣＴ環境に参画できる環境整備が必要であるとともに、ＳＮＳ等多様な情報伝達手段の確保も必要である。

（３）その対策

最新の映像技術が広く普及し始め、家庭用ビデオカメラにもそれらの技術が採用されており、ＣＡＴＶでも番組制作などにおいて、これらに対応する機器、撮影用カメラ、編集機、保存用サーバ増設、送出機器などの更新、データ放送システムの導入を推進する。

オンライン申請の普及・拡大、住民の生活の利便性向上及び防災情報共有等のため、Ｗｉｆｉ環境の整備やＩＣＴ環境に参画できるソフト面での支援、また、行政情報の新たな伝達手段としてＳＮＳ等の活用を推進する。

デジタルの活用を推進するため、セキュリティ対策を徹底しながら標準化・共通化を進め、

行政サービスのさらなる向上につなげていく。

（４）公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の整備については、「下市町公共施設等総合管理計画」Ⅴ.施設類型ごとの管理に関する基本的な方針2.インフラ施設に従い行う。

（５）計画

事業計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
３．地域における情報化	⑴電気通信施設等情報化のための施設	ＣＡＴＶ放送施設機器等整備事業 内容：ＣＡＴＶに係る放送施設機器更新・データ放送設備整備	下市町	
	⑵過疎地域持続的発展特別事業	地域情報伝達システム整備事業 内容：地区放送設備の更新及び改修等	下市町	本事業は一過性のものではなく、将来の過疎持続的発展に寄与する。
		ＩＣＴ環境整備事業 内容：地域交流施設等へのｗｉｆｉ整備、Ｗｅｂ会議環境整備等、高齢者等がＩＣＴ環境に参画するための支援、ＳＮＳ登録支援等、セキュリティ等強靭化、オンライン申請普及整備、業務プロセス等の標準化等	下市町	

４．交通施設の整備、交通手段の確保

（１）交通施設の整備、交通手段の確保の方針

過疎地域の持続的発展のためには道路整備は必要不可欠なものであり、町道等の整備推進とともに国道、県道、都市計画道路の整備促進を図る。

公共交通の確保として引き続き路線バスサービスの提供を促進するとともに、他の町村と連携したバス、鉄道の利用増の対策を図る。また、タクシーも活用した交通手段の確保を促進する。非過疎地域住民等との交流推進、他市町村との連携強化を図り、地域間交流（オンライン交流）も推進する。

道路は、住民が安全・安心な生活を営むうえにおいて重要な役割を担っており、また同時に地域の活性化及び発展の要でもあるため、整備、維持管理等を計画的に行うとともに、災害発

生時における救助や救援、物資の輸送などを円滑に行えるよう、必要となる道路網の構築及び整備を推進する。

（２）現況と問題点

ア．地域公共交通の確保

鉄道駅のない本町にとって唯一の公共交通機関は路線バスであるが、その利用状況は、少子高齢化、人口減少、地域性、地形上等の問題から利用者は年々著しい減少傾向にある。これまで、本町においては民間バスに対する運行経費の補助等により、運行維持を図ってきたが、年々運行経費が増加傾向にあり、改めて現行の路線バスダイヤの減便を踏まえた洗い直しが必要である。併せて高齢者外出支援タクシーなど総合的な計画・見直しが必要である。

イ．道路の整備

国道 309 号については、平成 28 年度に丹生バイパスが開通し、町内を走る国道についての大きな事業は一応の完成となった。しかし、市街地箇所では未だ狭隘箇所や線形不良箇所が多数存在し大型車両の対向等、通行環境の改善が求められている。

県道については、吉野川と並行し東西に走る五條吉野線のほか下市宗桧線、洞川下市線等 6 路線があり、一部改良が行われているが未整備部分も多く残っており、1.5 車線化・待避所設置等の早期整備が今後の課題となっている。

この他、都市計画道路については、千石橋通り線、吉野下市線など 4 路線あり、市街地の骨格となる道路であるが整備は遅れており、今後、未着手路線の計画見直し等の検討が必要とされる。現在、吉野下市線については事業が進んでおり、早期の完成が望まれる。町道の整備として、阿知賀バイパスへアクセスする道路の拡幅工事を優先し、また、一方で改修・維持等の補修保全を計画的に行う必要がある。

インフラの老朽化対策が社会的な問題となっており、本町でもこれらの対策が極めて重要な課題となっている。この他、橋梁、トンネル等については、近接目視による 5 年毎の点検と健全性の診断が義務づけられており、この結果に基づき適正な対策が必要となっている。

農道、林道等の整備については農林業の振興に欠かせない重要な位置を占めており、広域農道や農免道路においては基幹道路として重要な役割を果たしている。

ウ．地域間交流の促進

本町には、過去から育んできた美しい農村景観等の自然資源、そして歴史資源があり、地域とのふれあいを求めて訪れる多くの非過疎地域住民等に「安らぎ」や「癒し」の場を提供しうる多くの地域資源を有している。

人口が少なく高齢化が進む本町において、地域住民自身が自分たちの暮らしている地域の価値を認め直し、誇りや自信、活力を持って生活していくために、非過疎地域住民等との多彩な地域間交流（オンライン交流）を積極的に推進する必要がある。

（３）その対策

ア．地域公共交通の確保

日常生活を営む上で、特に高齢者の多い本町では移動手段は欠かすことのできないものである。そこで、路線バスを維持するため多額の補助金が必要となることから、路線バスに対する乗降客調査等を行い、本当に今後も必要なのか、他の手段を望んでいるのかなど住民ニ

ーズの現状を把握し、その上で将来を見据えた公共交通のあり方などを検討し必要に応じ見直しを行う。

イ．道路の整備

国道及び県道の整備については、引き続き国・県との連携を図るとともに、整備に伴う用地取得等が必要である場合は、地権者及び地元へ必要性の理解を求め、地籍調査の実施等による用地取得を円滑に、また滞りなく行う。都市計画道路に関しては、現在事業化が進んでいる吉野下市線の阿知賀バイパスについて、引き続き完成に向けての用地協力を地権者及び地元等に働きかける。町道については、阿知賀バイパスへのアクセス路線の拡幅を優先するとともに、地域活性化や発展を目標に狭隘部分の解消も踏まえ、全体的な課題である改修・維持等の補修保全を地元施工型補助等と併せて事業推進する。橋梁・トンネル等については、5年毎の近接目視による診断と長寿命化修繕計画に基づき安全性の確保を行う。また、農林道についても引き続き農林資源を活かした農林業の振興、農山村地域活性化整備推進を図り、同時に林業の機能向上を図る作業道の改良整備も併せて支援する。

ウ．地域間交流の促進

地域間交流を促進するため、本町の歴史文化・自然・産業等の地域資源の整備を推進し、これらを非過疎地域住民等に対し情報発信を行うとともに、地域住民等が行う交流イベントや交流活動を支援し育成を図ることにより地域の活力再生と観光の振興を図り、関係人口増加に繋げる。

（4）公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の整備については、「下市町公共施設等総合管理計画」Ⅴ.施設類型ごとの管理に関する基本的な方針2.インフラ施設に従い行う。

（5）計画

事業計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
４．交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	道路整備事業 内容：阿知賀～吉野川線４号線（改良）、善城～梨子堂線（改良）、善城～奥の谷線（改良）、梨子堂～樺ノ木峠線(改修)、田中～新住線（補修）、新住～車谷線（補修）等の道路整備	下市町	

	橋梁、トンネル、歩道橋	橋梁等長寿命化事業 内容：長寿命化修繕計画に基づく橋梁及びトンネル等の改修	下市町	
	⑼過疎地域持続的発展特別事業	生活交通路線維持費補助金 内容：バス事業者に対する運行経費補助	下市町	本事業は一過性のものではなく、将来の過疎持続的発展に寄与する。
		公共交通利便性向上事業 内容：公共交通のあり方検討、随時見直し等	下市町	
		道路整備事業 内容：道路改修、地元施工に対する補助等	下市町	
		橋梁等長寿命化事業 内容：橋梁等の点検・維持・補修・撤去・計画策定等	下市町	
		地域間交流促進事業 内容：交流イベント開催にかかる支援	下市町	
		過疎地域等持続的発展支援交付金事業 内容：アンケート調査、公共交通検討委員会、外出支援事業等	下市町	

５．生活環境の整備

（１）生活環境の整備の方針

上水道においては、水道サービスの向上及び、水道料金の上昇抑制を図りながら施設等の更新を進め、「安全・安心」な水道水を将来に渡って持続的に供給する。また、下水道については、河川等公共用水域の水質保全と住民生活の快適性向上のため、効果的で効率的な下水道環境の形成に努め、計画的に事業を推進する。

町内におけるごみ処理場・し尿処理施設・火葬場の各施設については経年使用により老朽化しており、今後改修及び更新を行い各施設の安心安全な操業に努める。

生活環境の安定等に寄与することを目的として住宅に困窮する住民に対し公営住宅を供給することとし、公営住宅としての運営上の適正数を検討し耐用年数の経過した住宅については用途廃止等を行うとともに、耐用年数に達しない住宅についても長寿命化を目的とした改修整備を図る。

安全安心な暮らしの実現には消防力の向上が不可欠であり、消防団、自主防災組織等の体

制強化や装備品等の充実、広域消防組合との連携強化を図り、防犯面においては警察等と連携した地域防犯活動を推進する。また、高齢者等の買い物支援等を行うため民間企業等との連携を推進する。

（２）現況と問題点

ア．水道

本町では、上水道により水道水の供給を行っているが、町内の人口が大幅に減少したため、令和２年度末現在給水人口は約5,000人、年間総有収水量504.35千㎥となり、水道施設使用率が43.9%まで減少し、水道事業会計は厳しい運営となっている。また、配水管について老朽化が著しく、早急な整備の必要に迫られている。今後、さらなる負担が予想され、当該事業を実施して行くと、経営は更に厳しさを増すものと予想される。

イ．下水道

平成２年度より公共下水道事業を進め、平成11年度には、秋野川左岸の下水道が供用開始し、平成26年３月末現在全体計画面積の約28%にあたる約80haについて整備を完了している。公共用水域の水質保全及び都市環境の向上を目的に進めてきた下水道事業であるが、町の財政事情もなお厳しい状況であり、費用対効果等を勘案して今後の事業の在り方を抜本的に見直す時期に来ている。また、事業の進捗の遅延により、住民から合併浄化槽の補助要望が強まっている現状である。

ウ．ごみ処理

本町では、平成24年度から南和広域衛生組合に加入し、安定的にごみ処理を行ってきたが令和５年度中に施設の使用期限を迎える。平成28年度からさくら広域環境衛生組合を立ち上げ、令和５年度からの供用開始に向け引き続き安定的なごみ処理を行えるよう事業を進めている。

現在運用しているごみ運搬車の老朽化が進行しており更新する必要がある。

また、現在休止している旧ごみ処理施設の老朽化に伴う解体を実施し敷地の有効利用を図らなければならない。

エ．し尿処理

昭和56年にし尿処理施設を稼働し、平成23年度から大淀町と共同で老朽化した施設を高度処理施設に改修し下水道放流処理を行っているが、施設の半分が40年を経過した設備であり、老朽化のため年々修繕費が増加している。今後、大規模な改修整備が必要である。

オ．火葬場

下市町営火葬場は、昭和36年に供用を開始し60年以上利用している。その間、昭和55年度に大規模な改修を行い、平成７年には阪神淡路大震災を受けて、兼ねてから老朽化が進んでいた煙突について補強工事を施工し、令和元年度には倒壊危険性の把握・事故防止対策の観点から、傾斜計を設置して環境整備に取組んでいる。また、毎年定期的な修繕を行っており、施設の適正な運転管理を行い安心安全な操業に努めるとともに、令和８年度の供用開始に向けて新火葬場建設工事を進める。

カ．消防

消火栓、防火水槽等の施設整備を行ってきたが、地形上、集落の散在等により、水利の確保が困難な地域が残っている、また、台風等災害の多様化により消防装備の一層の充実を図る必

要があるとともに、住民の防災意識の高揚を図る施策等を実施しなければならない。消防体制については、消防団と奈良県広域消防組合などの防災関係組織との連携強化、消防団員の確保とともに、消防車両、施設・資機材の整備を推進する。また、自主防災組織の育成等、時代の要請に応える消防防災体制の確立が必要となっている。

キ．安全なまちづくり

下市町安全なまちづくりに関する条例を基本とし下市町安全対策推進協議会を中心に、子ども見守りパトロールをはじめあらゆる地域防犯活動を展開している。また、交通安全についても、下市町交通対策協議会を中心にあらゆる交通安全活動を展開している。

ク．公営住宅

町営住宅は、現在木造平屋建て及び簡耐平屋建て148戸、中層耐火4階建て60戸を保有しており、中層耐火60戸を除く木造平屋及び簡耐平屋建て148戸においては、耐用年数が既に経過していることから、現在新規募集は行わず修繕等による現状維持に留めており、今後、自然減等による空室状況を鑑み用途等の具体的な対策が必要とされる。

ケ．その他

本町における高齢化、公共交通、商業等の状況により、買い物や食事確保に困難を来す状況が進んでおり今後更に深刻化することが予測される中、民間企業等と連携し買い物支援や食事確保を促進している。また、本町では老朽化が進んだ住宅や、設備が整っていない住宅が増えてきており、リフォームなどにより、現代の生活様式にあった居住環境の向上を図る必要がある。

（３）その対策

ア．水道

上水道の経営基盤及び、水質向上に関する取り組みを強化するために、水道事業の県域一体化に向け事業統合を進める。老朽施設等については、実施計画を立て順次老朽管及び老朽施設の整備を進める。

イ．下水道

現在完了している本線部分を可能な限り活かし、面的整備を推進するとともに、事業計画区域の大幅な縮小の検討を行う。下水道整備区域以外では、水洗化の進んでいないところがあり、高齢化や核家族化が進んでいる中、少しでも生活環境の改善に寄与するため、合併浄化槽設置の補助事業を推進する。

ウ．ごみ処理

旧ごみ処理施設を解体し、火葬場建設を行う事により土地の有効利用を図る。さくら広域環境衛生組合の令和7年度供用開始に向けて、新しくごみ処理中継施設を整備し安定したごみ処理を行っていく。また、老朽化したごみ運搬車の更新を進め、安全で円滑な収集運搬を図る。

エ．し尿処理

し尿処理施設は、平成22年度に高度処理設備に改修し公共下水に放流を行っている。焼却設備については、昭和56年当時から修繕し運転を行っているが、老朽化の為更新を行う。

今後、ＣＯ２削減及びダイオキシン抑制の観点から、従来の焼却設備から乾燥処理設備に変更し基幹的設備改良工事を実施して安定した運転管理を行なっていく。

オ．火葬場

令和４年度から新火葬場整備事業に着手し、令和８年度供用開始を目指す。

カ．消防

消防施設については、効率的な消防活動が展開できるように努め、水利確保が困難な地域への水利対策や老朽化した消防車両、施設・資機材の整備を計画的に行う。消防団については、地域住民に対してより一層の理解と協力を求め、入団しやすい条件整備を図っていく。また、地区単位等での自主防災組織の育成・強化を図るため施設・資機材等の整備支援及び、備蓄倉庫設置を支援し、地域の安全を地域で守ることのできる地域防災力の向上を図る。

キ．安全なまちづくり

従来は、下市町安全対策推進協議会による活動が主であったが、地域の安全は地域で守るという観点から地域が主体となっての見守り活動を展開していく必要がある。交通安全についても、今後も警察や学校、地域と密な連携を図り、子どもと高齢者の交通事故防止対策を重点に、より一層の取り組みを行う。また、犯罪被害者への支援充実を図る。

ク．公営住宅

公営住宅等長寿命化計画等に基づき、町営住宅各戸の状況に応じた改修工事及び維持修繕を行っていく。また、耐用年数の観点からも必要な用途廃止等を順次行い、生活環境の安定等に寄与するとともに、人口増に繋がる新規募集を視野に入れ、現状に合った改修等を推し進める。

ケ．その他

本町における高齢化、公共交通、商業等の状況により、買い物や食事確保に困難を来す状況が進んでおり今後更に深刻化することが予測される中、引き続き民間企業等と連携し買い物支援や食事確保を更に促進する。

また、昨今問題となっている危険空き家等の問題解決に向けた補助金等の支援を継続させ、町民が安心して住み続けられる快適な住環境づくりを進めることにより定住環境の向上に資するとともに、地元産材の使用の推進、住宅関連産業を中心とする地域経済の活性化を図ることを目的として、住宅のリフォーム等を行う場合に実施している助成を継続して行う。

（４）公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の整備については、「下市町公共施設等総合管理計画」Ⅴ.施設類型ごとの管理に関する基本的な方針1.公共施設 (3) 保健・福祉施設、公営住宅、 (4) 上水道施設、 (5) 行政系施設、その他および2.インフラ施設に従い行う。

（５）計画

事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
５．生活環境の整備	(1)水道施設			
	上水道	阿知賀・下市地区水道老朽管布設替事業 内容：阿知賀・下市地区における水道老朽管の布設替工事	下市町	
		才谷地区水道施設更新事業 内容：才谷地区における水道施設の更新	下市町	
	(2)下水処理施設			
	公共下水道	青葉台地区等管渠整備工事 内容：青葉台地区等における管渠整備工事	下市町	
	その他	流域下水道事業 内容：吉野川流域下水道事業に対する負担金	奈良県	
		合併浄化槽整備事業 内容：合併浄化槽整備に係る補助	下市町	
	(3)廃棄物処理施設			
	ごみ処理施設	さくら広域環境衛生組合整備事業 内容：さくら広域環境衛生組合における施設整備	一部事務組合	
		中継施設整備事業 内容：さくら広域環境衛生組合に係る中継施設整備	下市町	
	し尿処理施設	し尿処理場改修事業 内容：し尿処理施設に係る改修	下市町	
	その他	ごみ運搬車整備事業 内容：ごみ運搬車整備	下市町	

	(4)火葬場	火葬場整備事業 内容：火葬場老朽化に伴う、新火葬場整備事業	下市町	
	(5)消防施設	消防水利整備事業 内容：消防道路、取水地、防火水槽等の整備	下市町	
		消防設備整備事業 内容：消防自動車、消防ポンプ、消防通信機器等の整備	下市町	
	(6)公営住宅	公営住宅整備事業 内容：町営住宅蜻蛉団地外壁等改修工事、町営住宅小西団地外壁等改修工事、町営住宅蜻蛉団地給水システム改修工事、町営住宅東之町団地一部解体、町営住宅大峯団地一部解体等	下市町	
	(7)過疎地域持続的発展特別事業	下水道事業 内容：公営企業会計対応整備事業	下市町	本事業は一過性のものではなく、将来の過疎持続的発展に寄与する。
		ごみ減量化促進事業 内容：ごみの分別啓発及び取り組み推進、生ゴミ処理機購入費補助等	下市町	
		公営住宅整備 内容：公営住宅改修整備	下市町	
		地域防災力向上事業 内容：自治会等が行う防災関連施設・資機材・その他備品等の整備に対する補助等	下市町	
		買い物支援事業 内容：宅配支援等（外出支援事業等含む）	下市町	
		既存住宅改修補助金	下市町	

		内容：リフォーム等工事費の一部助成		

６．子育て環境確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

（１）子育て環境確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針

核家族化、就労形態の変化、地域社会の人間関係の希薄化など家庭や社会環境が変化し、少子化が進んでいる状況の中、次代の担い手である子どもが心身ともに健やかに育つため、子育ての支援体制の充実を図るなど家庭や地域社会が一体となって、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進する。

若年層の流出、出生数の低下等により、過疎地域の高齢化は一層進行しており、高齢者の一人ぐらし、高齢者のみの世帯が増加している。元気な高齢者が生きがいを持って暮らせるよう、また介護が必要となっても住み慣れた家庭・地域で安心して暮らせるよう、高齢者福祉計画及び第８期下市町介護保険事業計画に基づいて、総合的に保健・医療・福祉施策を推進する。

少子化の進行の著しい過疎地域における児童福祉、とりわけ次代を担う子どもの健全育成は重要であることから、社会全体で子育てを支援していく環境づくりに努めるとともに、子育て家庭への相談支援体制の整備や経済負担の軽減、多様化するニーズに対応したサービスの提供など子どもを生む、育てやすい環境づくりを推進する。

（２）現況と問題点

ア．子育て環境確保

本町の 14 歳以下の人口は 312 人、総人口に占める割合は 6.2%（いずれもＲ3.6.1 住民基本台帳）となっており、近年、少子化や核家族化の進行、就労形態の多様化、地域のつながりの希薄化等、児童を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てに不安を抱える子育て世帯が増加している。このような状況の中、子育て世帯が安心して生活できる環境づくりを行う必要があり、地域全体で子育て支援に取り組む体制の充実を図っていくことが課題となっており、認定こども園のより一層の充実を図りながら子育て家庭が仕事と育児を両立でき、子どもを安心して産み育てることのできる環境づくりを推進していくことが必要である。子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育・保健・教育など、さまざまな視点から施策の推進を図り、安心して子育てができる環境の充実を図る。

イ．高齢者の保健及び福祉

少子高齢化の急激な進展により、本町の高齢化率は、令和３年５月で 47.03%となっている。こうした状況の中、一人暮らしの高齢者や認知症高齢者も増加しており、かつての地縁、血縁に対する意識が希薄になるなど、何らかの支援を必要とする高齢者が増加している。介護保険制度では、高齢者が地域で安心して暮らすため、支えあいの地域づくりが責務となっており、地域活動や社会参加の基盤づくりが求められている。また、福祉施策に対する住民ニーズも多様化、増大化し、従来の公的なサービスだけでは対応できなくなってきているのが現状で

ある。行政だけで課題解決に向けた取り組みを行うのではなく、お互いを支え合う見守り、声かけ活動等の取り組みなど高齢者がいつまでも、住み慣れた地域で安心して、楽しく暮らしていけるよう、地域活動などに多くの町民が主体的に参加する地域コミュニティづくりが求められている。さらに、全ての福祉サービスが利用者の人としての尊厳を保つ手助けとなり、自立した生活が続けられるように、適切な量と質のサービスを提供する体制づくりが必要である。

ウ．児童その他の保健及び福祉

少子化及び核家族化等の進展により、地域と子育て家庭のつながりが弱く、子育てについて相談できる相手がいないために、子育てへの不安を持つ保護者が増えている。また、女性の就業率の上昇や就労形態の多様化により、保育・子育てニーズが増大しているなど、安心して子どもを育てられる環境づくりが求められている。そのため保育・子育てニーズの的確な把握と様々なライフスタイルに対応した、きめ細かなサービスの提供ができる体制づくりが必要である。同時に男性が育児しやすい職場環境づくりや子育て支援に対する人材の確保も課題となっている。さらに、子どもの疾病の早期治療を促進するとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、子育て家庭に対する支援が必要である。

（３）その対策

ア．子育て環境確保

子育て支援センターの育児相談や親子が交流できる場の充実を進め、地域域全体で子育て支援に取り組む体制を整え、子どもがいても働くことが出来るように保育サービスの充実を図るとともに、放課後児童クラブの充実を進め、放課後における児童の安全を確保し児童健全育成を図る。

イ．高齢者の保健及び福祉

これまで介護保険では、高齢者の介護予防を充実するため、自立支援型のケアプランを目指す地域ケア会議や、様々な自立支援型介護予防サービスを行ってきた。今後も住民主体による介護予防・健康づくり事業を提供するため、高齢者いきいきサロンやいきいき１００歳体操を充実するなど、介護予防を積極的に推進するとともにサービスの質の向上を図る。

また、高齢者の生きがいづくりとして、老人クラブ活動や地域サロンのさらなる推進など地域における高齢者相互の支え合いによる社会参加を促進し、高齢者自身が地域社会の中で、自らの経験と知識を生かして積極的に役割が果たせる社会を形成するため、老人クラブ活動やボランティア活動等の活動支援を継続する。さらに住み慣れた地域で安心して暮らせることができるよう、安否確認、緊急通報システム、救急医療情報キット等を推進し、併せて災害時における支援を地域の中で受けられるよう、民生委員・児童委員・自治会等地域コミュニティの協力を得ながら、要援護者台帳の整備を推進する。また、一人暮らしの高齢者や認知症の高齢者の増加が予想されることから、関係機関による支援体制の充実を図る。

ウ．児童その他の保健及び福祉

子育て中の全ての家庭が安心して、子どもを産み育てられる環境を実現するため、子育て家庭に対する経済的支援や、子育て支援に係る施策を総括的に情報発信し、子育て支援情報の機能強化を図る。また、子育て中の親子が自由に集い、交流できる場の充実を図り、育児相談が気軽にできる場を提供するなど、多様化する保育・子育てニーズに対応する。そのためには、地域の幅広い世代の人たちとの交流を通し、子育ての負担感を緩和しながら、親育ち、子育ち

できる交流事業などを実施する。さらに、孤立した母親の家庭等に出向いて、必要な子育て支援を行う体制づくり、父親が協働して育児参加できる環境づくりの整備に向けた施策を推進する。また、ひとり親家庭に対しては、相談窓口体制の充実を図るとともに自立を支援するために各種助成を行うなど、経済的な支援も行う。

次世代を担う子どもを地域と社会全体で支援するため、行政はもとより家庭や地域がそれぞれの役割を果たしながら、一体となったネットワークづくりに努め、子育て支援の充実強化を図る。また、特に子ども医療費については受診率の高い未就学児の入通院費等を助成することにより、疾病の早期治療を促進し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図る。

（４）公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の整備については、「下市町公共施設等総合管理計画」Ⅴ.施設類型ごとの管理に関する基本的な方針1.公共施設（1）学校教育系施設および（3）保健・福祉施設、公営住宅に従い行う。

（５）計画

事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
６．子育て環境確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(2)認定こども園	下市町認定こども園改修事業 内容：下市町認定こども園に係る改修	下市町	
	(8)過疎地域持続的発展特別事業	外出支援事業 内容：高齢者・障害者に対しタクシー券の交付補助	下市町	本事業は一過性のものではなく、将来の過疎持続的発展に寄与する。
		地域安心ネットワーク事業 内容：ご近所ネットワーク構築助成及び整備、緊急通報システム整備、緊急短期宿泊事業　等	下市町	
		子育て環境充実事業 内容：多世代交流事業、放課後児童クラブの施設整備等	下市町	
		妊婦健診推進事業 内容：妊婦一般健康診査に対する補助	下市町	
	(9)その他	放課後児童クラブ整備事業	下市町	

		内容：放課後児童クラブの施設整備		

７．医療の確保

（１）医療の確保の方針

急速な少子・高齢化の進行、生活習慣に起因する疾病の増加、医療技術の進歩、さらには町民の医療・健康に対する関心の高まりなどがある中、医療機関の協力体制の構築や医療機関の整備等を促進し、地域において切れ目のない医療の実現をするよう限られた医療資源の効率的な運用に努め、過疎地域の医療提供体制の確保に努める。

（２）現況と問題点

本町には、病院・医院が２箇所、歯科医院が３箇所の医療機関がある。救急医療については、「南和の医療は南和で守る」を基本に周辺 13 市町村で構成する南和広域医療企業団と南和周辺地区病院群輪番制運営協議会事業として県南部の５病院に委託して対処している。また、産婦人科はあるが、分娩は吉野郡内ではできず、奈良県立医科大学附属病院に依存している状況である。少子高齢化が進む中、妊産婦や子どもを抱える方々が十分な医療サービスを享受できるような医療体制の整備が未だ課題となっている。また、地域医療の充実という点では、居住地域に関わらず、安心して暮らせる環境づくりが重要であり、特に休日夜間、救急の対応については対応力強化を考慮した医療体制の確立を図る必要がある。

（３）その対策

専門化・高度化した医療機関の充実や、夜間・休日の更なる救急医療体制の確立について、南和広域医療企業団をはじめ小児深夜休日夜間診療所、産婦人科一時救急輪番医療機関等との協力体制の充実を図る。

（４）公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の整備については、「下市町公共施設等総合管理計画」Ⅴ.施設類型ごとの管理に関する基本的な方針１.公共施設（3）保健・福祉施設に従い行う。

（５）計画

事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
７．医療の確保	(1)診療施設	南和広域医療企業団事業費負担金事業 内容：南和広域医療企業団に対する負担金	一部事務組合	

	(3)過疎地域持続的発展特別事業	救急体制整備事業 内容：小児夜間、産婦人科一次救急体制負担金 南和広域医療企業団運営費負担金事業 内容：南和広域医療企業団に対する負担金	下市町 一部事務組合	本事業は一過性のものではなく、将来の過疎持続的発展に寄与する。

８．教育の振興

（１）教育の振興の方針

子どもの数が減ってくる中で、効果的な教育を、どう安定的に進めていくかは、町の未来にとって重要な課題だと考え、幼児期から生きる力の基礎となる心情・意欲・態度等を育てる教育を行い、新たな時代を生き抜く子どもを育てる。また「誰１人取り残すことのない学び」を実現するために、児童生徒１人一台のタブレットパソコンを活用してＩＣＴ機器を導入した新しい学びの構築を目指す。

社会教育については、関連する団体・各委員が中心となって、その伝統的な事業を存続していき、町民が積極的に参加し「運営に関わる負担」と「事業の効果」のバランスを見極めながらの事業継続を目指す。

（２）現況と問題点

ア．幼児教育

共働き世帯の子育てと仕事の両立を支援するため、多様なニーズに対応した保育サービスの拡充や子育てと仕事の両立を支援することが必要である。また、幼児期は、人間形成や生涯にわたる学習の基礎を培う重要な時期であり、幼児教育への期待とその役割は大きなものとなっている。このため、家庭・地域・こども園・小学校が相互に連携を強化するとともに、適切な支援を実施し幼保連携型認定こども園の開園により０歳児から５歳児までの教育保育を実施して幼児教育の充実を図っている。

園児数は令和３年５月１日現在 50 人で、通園バスによる園児の安全対策の充実が求められている。

イ．義務教育

人口の減少、少子高齢化社会が進む中、学校現場では、児童生徒数の減少に伴い学校が小規模化し、児童生徒が切磋琢磨する雰囲気・活力の低下、人間関係の固定化が進み、豊かな人間性を育む時期に大きな影響を与えることも懸念されている。

小学校の児童数は令和３年５月１日現在 140 人で、中学校の生徒数は令和３年５月１日現在 69 人で小学校と同様生徒数が減少している。しかし、児童生徒の人数が少ないほど、きめ細かい指導ができるという利点もあり、それらのことで、先進の教育を取り入れ、「誰１人取り残すことのない学び」を実現できると考えている。また、教育環境では小・中学校の児童生徒１

人一台のタブレットパソコンの整備等により、ＩＣＴ教育の充実を図っている。

施設面では令和５年４月の小中一貫義務教育学校の開校を目指し整備を進めている。

ウ．生涯学習等

社会・経済情勢が激しく変化する現在社会において、人々の価値観の変化や余暇時間の増加により、生涯学習を通じて生きがいを求め、スポーツ活動や文化活動、地域社会との連帯感を得るコミュニティ活動の場において、精神的な充足を求める機運が高まっている。

本町では、観光文化センターを拠点として各種社会教育事業を展開しており、併設された図書館については、蔵書数の拡大充実を図るとともに蔵書検索システムを導入し利便性の向上に努めている。しかし、観光文化センターについては建設後、30 年以上が経過し老朽化が進み大規模改修の時期を迎えている状況にある。

エ．生涯スポーツ

生涯スポーツの振興は、余暇の活用や健康増進を目指して行ってきているが、その活動は中高年層が中心である。また、スポーツ少年活動においても、児童数の減少に伴い、人材確保に苦慮している状況である。

本町では、スポーツ、レクリエーション活動の場として、中央公園に体育施設等が整備され、社会体育関係団体の努力や、スポーツ情報等の提供により住民のスポーツ活動等に対する関心は高い状況にある。社会体育関係団体やサークル等を中心に各年代層に応じたスポーツ、レクリエーション活動が行われている。とりわけグラウンドゴルフの愛好者が増加し大会が多く開催されている状況にある。

今後、住民がスポーツ、レクリエーションに親しみ、体力の向上、健康維持、コミュニティの醸成等が図られるよう、あらゆる年代に応じた活動機会の提供を行い、生きがいづくり、社会参加をより一層促進し、町の活性化を図るため、さらに目的に応じた施設環境の整備充実を図る必要がある。

（２）その対策

ア．幼児教育

安全・安心な教育保育環境をより充実させて、家庭、地域等と連携を図りながら、楽しい集団生活の中で、基本的な生活習慣や態度を育て、豊かな心情や思考力を培い、心身ともに穏やかで、何事にも生き生きと挑戦し、活動できる子どもの育成を目指す。

イ．義務教育

小学校１校、中学校１校という実態をふまえ、接続された柔軟な教育課程の構築やより多様な教育活動の展開を目指していくことから、令和５年度小中一貫義務教育学校の設置を目指す。安全・安心であり、活気ある学校生活となる施設の整備を目指す。

ウ．生涯学習等

生涯学習の理念に則り、社会教育団体や機関との連携を深め社会教育活動におけるネットワークのさらなる構築を図りながら、生涯学習の推進と充実に努めるとともに、ボランティア精神の高揚を図り活動の定着化と充実のために、地域人材の発掘や活用推進に努める。また、図書館や地区集会所、スポーツ施設等の有効活用を進め、生涯学習の拠点としての機能発揮を図る。

エ．生涯スポーツ

スポーツ活動への幅広い参加を促し、各種団体との連携を深め、スポーツ活動の充実や指導者の育成に努める。スポーツを通じた町民交流を深め、体力向上や健康増進、コミュニケーションの深化に努めるとともに、屋内外スポーツ施設等の整備充実を図る。

（４）公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の整備については、「下市町公共施設等総合管理計画」Ⅴ.施設類型ごとの管理に関する基本的な方針1.公共施設（1）学校教育系施設および（2）文化系施設、スポーツレクリエーション系施設に従い行う。

（５）計画

事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
８．教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
	校舎	小中一貫校整備事業 内容：現存の下市小学校を全面的に改修し、下市中学校との小中一貫校の整備を行う。	下市町	
	屋内運動場	義務教育学校屋内運動場長寿命化改修事業 内容：屋内運動場の長寿命化改修事業	下市町	
	(3)集会施設、体育施設等			
	集会施設	下市町観光文化センター長寿命化改修事業 内容：観光文化センターの長寿命化改修	下市町	
	体育施設	下市町中央公園長寿命化改修事業 内容：中央公園の長寿命化改修	下市町	
	その他	公園遊具整備事業 内容：公園施設の遊具の整備	下市町	
	(4)過疎地域持続的発展特別事業	教育環境充実事業 内容：教育関連施設の改修・除却整備	下市町	本事業は一過性のものではなく、将
		小中一貫校整備事業	下市町	

		内容：小中一貫校整備事業に伴う関連整備 地域拠点等整備事業補助金事業 内容：地区集会施設・公民館の整備補助 社会教育施設充実事業 内容：観光文化センター、図書館、交流センターの利用環境等整備 健康・体力づくり促進事業 内容：中央公園等体育施設環境整備、高齢者健康づくり、軽スポーツ普及促進等	下市町 下市町 下市町	来の過疎持続的発展に寄与する。

９．集落の整備

（１）集落の整備の方針

地域コミュニティの希薄化を防ぎ、再構築による確かな暮らしの実現を図り、身近な生活環境をより快適にするため、地域内及び地域間の協力関係を増強する。地域活動のあり方の検討・見直しを行うとともに、参加を促進することで町民全般に地域コミュニティへの理解の浸透を目指す。

（２）現況と問題点

本町は、北部の吉野川・秋野川沿いに市街地を形成し、その他は山間部の集落に分けられる。本町には20の集落（区）があるが、そのうち12集落が高齢化率50%を越え、「基礎的条件の厳しい集落」となっており、集落の維持・共同活動等を行うことについて影響が出始め、その予備軍の集落を含め「維持が困難な集落」への移行が懸念されている。

高齢化率の高い集落は概して町の中央部から距離的に離れており、点在する集落間を結ぶ連絡道や市街地と集落を結ぶ主要幹線道路も未整備のところが多い。そのため医療、買い物など生活上の不安、災害時等における孤立化も懸念されるところである。また地形も急峻であることから、農業などの生産活動についても条件的に不利な状況にある。他方、町の基幹集落である下市地区の中でも、14行政区において高齢化率50%を越える状況が発生しており、過疎化・高齢化は山間部のみの問題ではなくなってきている。

集落の自立・活性化のためにＵＩＪターンによる定住者もその大きな力となることは間違いがないところであるが、地域の中には定住者への受け入れに対して抵抗感が存在することも事実であり、定住者の受け入れについては地域住民の意識の更なる醸成が必要となっている。定住者の受け入れについては、本町においては山間部・市街地にかかわらず空き家が増加しているところであり、貴重な地域ストックとして活用が望まれるところである。そのため、本町では「下市町空き家バンク」を開設し、貸し手と借り手の仲介を図るとともに、平成27年度には

町内全域を対象に空き家等と仕事に関する調査を行うなど、定住者が増加するよう努めているが、なお一層の努力と工夫が必要である。

（３）その対策

集落整備の根幹は道路であり、国・県道の改良については早期に実現できるよう県及び関係市町村と連携・協調していくとともに、町としては引き続き集落の生活水準の向上を図るため公共施設の整備を行う。ソフト面では、人口流出や高齢化などにより衰退が懸念される集落を維持・活性化するため、集落等が行う自主的な取り組みを支援する。

各集落住民自身が集落の問題を自らの課題として認識し町と集落住民がともに学び合い、集落点検などに取り組む環境整備を行うとともに、地域課題等の解決・推進を図るため奈良女子大学等との連携推進を行う。

ＵＩＪターンによる定住促進の手段として、二地域居住や移住体験施設等の普及、空き家活用に係る支援を行うとともに、地域における定住者への抵抗感にも対応できるような取り組みを推進する。また、地域の魅力や雇用情報等を発信し「空き家バンク」のシステムをより一層充実させるとともに、定住促進のための新たな支援策を検討・実施する。

（４）公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の整備については、「下市町公共施設等総合管理計画」Ⅴ.施設類型ごとの管理に関する基本的な方針1.公共施設（2）文化系施設、スポーツレクリエーション系施設に従い行う。

（５）計画

事業計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
９．集落の整備	(1)過疎地域集落再編整備	定住推進事業(空き家活用事業) 内容：空き家バンク運営事業、推進事業補助（家財処分、改修等）、移住体験施設等の整備等	下市町	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業	集落活性化事業 内容：集落が行う地域づくり活動に対する支援、大学等との連携推進、集落支援員、地域づくり協力隊等	下市町	本事業は一過性のものではなく、将来の過疎持続的発展に寄与する。
		下市町定住推進事業（ＵＩＪターン推進事業） 内容：ＵＩＪターンの推進	下市町	

１０．地域文化の振興等

（１）地域文化の振興等の方針

町の歴史、自然、文化を学び、愛し、守り、継承していく態度を育むことで、新たな時代の町民文化を支援するとともに、町民の自主的な文化・芸術活動の支援に努める。文化財保護については認知度を高め、親しみをもってもらうため積極的な広報活動を推進する。

（２）現況と問題点

本町には、重要文化財をはじめ 37 の指定文化財が存在している。その有形・無形文化財、祭りや郷土芸能などを、地域活性化等に活用し、過疎地域の持つ新たな魅力へと整備していく必要がある。地域の特性や個性を後世に伝え、郷土愛や生きがい、誇りを育てていき、今後とも住民が気軽に文化、芸術を親しめる環境づくりを進めるとともに、活動の支援をするための事業を行う必要がある。

（３）その対策

文化財については、郷土の誇りである文化財等の適正保護・保存のための整備を行っていくとともに、文化財・文化芸術の伝承や後継者の育成を行うとともに、文化財の保存と活用のための環境づくりと施設整備の推進を図りながら魅力発信を行っていく。また、文化団体の育成に努め、芸術・芸能等幅広く文化に親しめる機会の増進に努め、文化活動の活性化を促進させる。

（４）公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の整備については、「下市町公共施設等総合管理計画」Ⅴ. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針 1. 公共施設 (2) 文化系施設、スポーツレクリエーション系施設に従い行う。

（５）計画

事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
10. 地域文化の振興等	(2)過疎地域持続的発展特別事業	文化振興事業 内容：町展等文化事業の開催、無形文化財伝承活動等 巡る下市観光促進事業 【再掲】	下市町 下市町	本事業は一過性のものではなく、将来の過疎持続的発展に寄与する。

１１．再生可能エネルギーの利用の推進

（１）再生可能エネルギーの利用の推進の方針

水や森林、豊富な日射量といった豊かな地域資源を活かした再生可能エネルギーの積極的な導入を行い、エネルギー自給率の向上を進める。そして、公共施設等へ先導的に再生可能エネルギーを導入することにより、災害に強い、安心・安全なまちづくりを構築することに努める。

（２）現況と問題点

本町が有する、広大な森林をはじめとした豊かな自然環境には、水資源・森林資源など自然エネルギー資源が豊富に温存されている。近年、農家の高齢化に伴い耕作放棄地等が多く見られこうした資源を利活用した町づくりにより、地域全体としての二酸化炭素排出量や化石燃料の利用量を減らすとともに、災害に強く持続可能なエネルギーシステムを構築する必要がある。

（３）その対策

災害時における拠点整備の一環として、自立分散型エネルギーを推進し、防災拠点・避難場所として指定されている各地区集会施設・社会福祉施設・学校などに再生可能エネルギーを積極的に導入し活用することを検討する。

（４）公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の整備については、「下市町公共施設等総合管理計画」Ⅴ.施設類型ごとの管理に関する基本的な方針1.公共施設（1）学校教育系施設、（2）文化系施設、スポーツレクリエーション系施設、（3）保健・福祉施設、公営住宅および（5）行政系施設、その他に従い行う。

（５）計画

事業計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
11. 再生可能エネルギーの利用の推進	(1)再生可能エネルギー利用施設	自立分散型エネルギー事業 内容：災害時に避難施設及び防災拠点等に、再生可能エネルギー設備を設置。	下市町	

１２．その他地域の持続的発展に関し必要な事項

（１）その他地域の持続的発展に関する方針

企業・民間事業者をはじめ、自治会、ＮＰＯ、地域づくり団体等の民間活力の活用を図り、地方創生や地域づくりなどに関わる人材の掘り起こしや育成・確保、活躍を推進する。

地球温暖化対策として、公共施設の整備・更新時には省エネ等を考慮した施設整備に努めるとともに、老朽化や使用効率に問題がある施設については、集約化・長寿命化・除却等を検討し有効利用に努める。

（２）現況と問題点

ア．人材・団体

本町には、「まちづくり」を積極的に行う民間の人材やＮＰＯなどの団体が少なく、地域の自立・活性化のためのリーダー役となるべき人材の発掘や団体の育成を行う事が重要である。このことから、平成25年度より、地域おこし協力隊を採用し「地域おこし」、「まちづくり」の中心となる人材の育成に取り組んでいる。

イ．地球温暖化対策

地球環境問題、とりわけ地球温暖化対策は緊急の課題となっており、省エネ施策、温暖化対策施策などの実施を図り、温室効果ガス排出抑制に取り組む必要がある。

ウ. 公共施設等の適正化対策

本町では、公共施設の多くが高度成長期と呼ばれた時期に整備されたもので、老朽化対策が課題となっている。長く続く人口減少により使用しなくなった施設もあり、管理面においても充分に行えなくなりつつある。公共施設等の必要性や安全面での検討及び対策の実施が必要となっている。

（３）その対策

ア．人材・団体

「まちづくり」「地域づくり」に積極的に取り組むグループや地域団体の活動に対しての支援を行っており、今後も継続するとともに、ＮＰＯ等団体の立ち上げにも支援を行い、多様な人材・団体が自由な発想で活動できる環境整備の充実に努める。

イ．地球温暖化対策

低炭素型社会の実現に向けて、「地球温暖化対策実行計画」を早期に策定し、公共施設において積極的に省エネ化を図るとともに、環境教育・住民への啓発・普及拡大に努める。

ウ. 公共施設等の適正化対策

財政面を考慮しつつ現状に即した施設の在り方を検討し、必要とする施設については、長寿命化を図り機能の集約化を進める。使用しないと判断した施設については計画的な除却、統廃合、民間活力の活用、売却等、公共施設等総合管理計画と連携し公共施設等の適正化対策を進める。

（４）公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の整備については、「下市町公共施設等総合管理計画」Ⅴ. 施設類型ごとの管理

に関する基本的な方針1.公共施設（1）学校教育系施設、（2）文化系施設、スポーツレクリエーション系施設、（3）保健・福祉施設、公営住宅、（4）上水道施設、（5）行政系施設、その他および2.インフラ施設に従い行う。

（5）計画

事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
12. その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1)過疎地域持続的発展特別事業	地域づくり団体育成助成金 内容：町の活性化を目的とする団体への支援 地球温暖化対策事業 内容：公共施設における省エネ対策及び住民への啓発等 公共施設等適正化対策事業 内容：公共施設の長寿命化、集約化や除却を含めた安全対策等。	下市町 下市町 下市町	本事業は一過性のものではなく、将来の過疎持続的発展に寄与する。

事業計画（令和３年度～令和７年度）　過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業	空き校舎等整備事業 内容：空き校舎・空き家等を地域の持続的発展に資する施設に再整備するための整備・補助等 住環境充実支援事業 内容：家屋新築支援、空き家等の改修解体・家財処分支援、空き家等の地域活性化施設等への再整備支援、集合住宅整備支援及び若者世帯移住支援等 移住支援金事業 内容：東京圏からの移住の推進	下市町 下市町 下市町	本事業は一過性のものではなく、将来の過疎持続的発展に寄与する。

		空き家バンク運営事業 内容：空き家バンク運営委託、空き家調査、ローカルルール調査等 地域交流促進事業 内容：地域交流につながるイベント支援、プロモーション支援等 人材育成促進事業 内容：大学等との連携、先駆者招聘、現地研修支援等	下市町 下市町 下市町	
２．産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業	有害鳥獣対策事業 内容：狩猟者確保育成、侵入防止柵・緩衝帯の設置、駆除等 商工業振興事業 内容：イルミネーション、ＰＲ事業等 空き校舎等整備事業・地域交流拠点等整備事業 内容：公共施設の活用方策募集、空き校舎・空き家等を観光推進、企業誘致等に資する施設に再整備するための整備・補助等 遊休町有地活用事業 内容：遊休町有地の活用方策募集、住民との協議会開催等 巡る下市観光促進事業 内容：ＰＲの推進・案内サイン・パンフレットの作成、ホームページ充実、施設整備等 農産物６次産業化推進事業 内容：集荷システムの構築、直売所活性化、学校給食への地場農産物利用促進	下市町 下市町 下市町 下市町 下市町 下市町 下市町	本事業は一過性のものではなく、将来の過疎持続的発展に寄与する。

		地域しごと支援事業 内容：新規就農者総合支援事業・起業等支援推進事業	下市町	
３．地域における情報化	⑵過疎地域持続的発展特別事業	地域情報伝達システム整備事業 内容：地区放送設備の更新及び改修等 ＩＣＴ環境整備事業 内容：地域交流施設等へのｗｉｆｉ整備、Ｗｅｂ会議環境整備等、高齢者等がＩＣＴ環境に参画するための支援、ＳＮＳ登録支援等、セキュリティ等強靭化、オンライン申請普及整備、業務プロセス等の標準化等	下市町 下市町	本事業は一過性のものではなく、将来の過疎持続的発展に寄与する。
４．交通施設の整備、交通手段の確保	⑼過疎地域持続的発展特別事業	生活交通路線維持費補助金 内容：バス事業者に対する運行経費補助 公共交通利便性向上事業 内容：公共交通のあり方検討、随時見直し等 道路整備事業 内容：道路改修、地元施工に対する補助等 橋梁等長寿命化事業 内容：橋梁等の点検・維持・補修・撤去・計画策定等 地域間交流促進事業 内容：交流イベント開催にかかる支援 過疎地域等持続的発展支援交付金事業 内容：アンケート調査、公共交通検討委員会、外出支援事業等	下市町 下市町 下市町 下市町 下市町 下市町	本事業は一過性のものではなく、将来の過疎持続的発展に寄与する。

５．生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業	下水道事業 内容：公営企業会計対応整備事業 ごみ減量化促進事業 内容：ごみの分別啓発及び取り組み推進、生ゴミ処理機購入費補助等 公営住宅整備 内容：公営住宅改修整備 地域防災力向上事業 内容：自治会等が行う防災関連施設・資機材・その他備品等の整備に対する補助等 買い物支援事業 内容：宅配支援等（外出支援事業等含む） 既存住宅改修補助金 内容：リフォーム等工事費の一部助成	下市町 下市町 下市町 下市町 下市町 下市町	本事業は一過性のものではなく、将来の過疎持続的発展に寄与する。
６．子育て環境確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業	外出支援事業 内容：高齢者・障害者に対しタクシー券の交付補助 地域安心ネットワーク事業 内容：ご近所ネットワーク構築助成及び整備、緊急通報システム整備、緊急短期宿泊事業等 子育て環境充実事業 内容：多世代交流事業、放課後児童クラブの施設整備等 妊婦健診推進事業 内容：妊婦一般健康診査に対する補助	下市町 下市町 下市町 下市町	本事業は一過性のものではなく、将来の過疎持続的発展に寄与する。
７．医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業	救急体制整備事業 内容：小児夜間、産婦人科一次救急体制負担金	下市町	本事業は一過性のものでは

		南和広域医療企業団運営費負担金事業 内容：南和広域医療企業団に対する負担金	一部事務組合	なく、将来の過疎持続的発展に寄与する。
８．教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業	教育環境充実事業 内容：教育関連施設の改修・除却整備 小中一貫校整備事業 内容：小中一貫校整備事業に伴う関連整備 地域拠点等整備事業補助金事業 内容：地区集会施設・公民館の整備補助 社会教育施設充実事業 内容：観光文化センター、図書館、交流センターの利用環境等整備 健康・体力づくり促進事業 内容：中央公園等体育施設環境整備、高齢者健康づくり、軽スポーツ普及促進等	下市町 下市町 下市町 下市町 下市町	本事業は一過性のものではなく、将来の過疎持続的発展に寄与する。
９．集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業	集落活性化事業 内容：集落が行う地域づくり活動に対する支援、大学等との連携推進、集落支援員、地域づくり協力隊等 下市町定住推進事業（ＵＩＪターン推進事業） 内容：ＵＩＪターンの推進	下市町 下市町	本事業は一過性のものではなく、将来の過疎持続的発展に寄与する。
10．地域文化の振興等	(2)過疎地域持続的発展特別事業	文化振興事業 内容：町展等文化事業の開催、無形文化財伝承活動等 巡る下市観光促進事業 【再掲】	下市町 下市町	本事業は一過性のものではなく、将来の過疎持続的発展に寄与

				する。
12. その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1)過疎地域持続的発展特別事業	地域づくり団体育成助成金 内容：町の活性化を目的とする団体への支援 地球温暖化対策事業 内容：公共施設における省エネ対策及び住民への啓発等 公共施設等適正化対策事業 内容：公共施設の長寿命化、集約化や除却を含めた安全対策等	下市町 下市町 下市町	本事業は一過性のものではなく、将来の過疎持続的発展に寄与する。